

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年8月14日
<b>【会社名】</b>	昭和ゴム株式会社
<b>【英訳名】</b>	Showa Rubber Co., Ltd
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 渡邊 正
<b>【本店の所在の場所】</b>	千葉県柏市十余二348番地
<b>【電話番号】</b>	該当事項はありません。
<b>【事務連絡者氏名】</b>	代表取締役社長 渡邊 正
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	千葉県柏市十余二348番地
<b>【電話番号】</b>	(04)7131-0181
<b>【事務連絡者氏名】</b>	昭和ホールディングス株式会社 執行役財務・総務担当 庄司 友彦  (注)上記の昭和ホールディングス株式会社は、組織再編成対象会社(以下「新設分割会社」又は「現昭和ホールディングス株」といいます。)であります。
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	株式
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	821,000,000円  (注)本届出書提出日において未確定であるため、新設分割会社の平成21年3月31日現在の貸借対照表に基づいて算出した承継純資産額の見込額を記載しております。
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	600株	当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当社の株式の取得については取締役会の承認を要する旨を、定款に定めております。 また、定款に単元株式数の定めはありません。

（注）普通株式は、平成21年8月3日に開催された新設分割会社の新設分割計画承認に係る執行役会の決議に基づいて発行する予定であります。なお、当該新設分割につきましては、会社法第805条の規定に基づき、新設分割会社の株主総会の承認を経ずに行う予定です。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

新設分割によることとします。

（注）1．上記新設分割は、新設分割会社が、平成21年10月1日（予定）を効力発生日として、新たに設立する当社に、工業用ゴム製品及び食品医療用品の製造及び販売事業に係る事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）です。

2．当社は、本件分割に際し、普通株式600株を発行し、600株全てを新設分割会社に割り当て交付いたします。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。新設分割会社の平成21年3月31日現在の貸借対照表に基づいて算出した承継純資産の見込額は821,000,000円であり、発行価額の総額のうち30,000,000円が資本金に組み入れられます。

##### （2）【募集の条件】

該当事項はありません。

##### （3）【申込取扱場所】

該当事項はありません。

##### （4）【払込取扱場所】

該当事項はありません。

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4【新規発行新株予約権証券】

##### （1）【募集の条件】

該当事項はありません。

##### （2）【新株予約権の内容等】

該当事項はありません。

##### （3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

**5【新規発行社債（短期社債を除く。）】**

該当事項はありません。

**6【社債の引受け及び社債管理の委託】****(1)【社債の引受け】**

該当事項はありません。

**(2)【社債管理の委託】**

該当事項はありません。

**7【新規発行コマーシャル・ペーパー及び新規発行短期社債】**

該当事項はありません。

**8【新規発行カバードワラント】**

該当事項はありません。

**9【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】**

該当事項はありません。

**10【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

該当事項はありません。

**(2)【手取金の使途】**

該当事項はありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

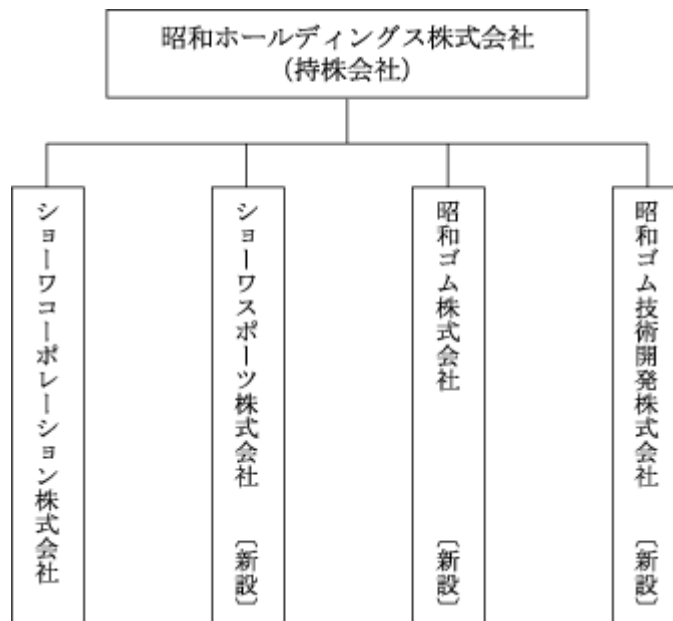
#### 1【組織再編成の目的等】

##### 1. 新設分割の目的及び理由

新設分割会社は、創業以来120年の歴史を誇るゴム製造会社ですが、近年、業績が低迷し、赤字を恒常的に計上する経営状態にあります。このため、株主価値の向上が図れていないのが現状です。この現状は長年にわたる高コスト体質、受身の姿勢などのいわゆる大企業病とでも言うべき社内文化がその原因の1つとなっていると反省するところです。

この状況を打開し、新しい社内文化を醸成し、利益体質に再建することが、株主の皆様や、資本市場に参加される皆様の信頼を再獲得するために必要なことであると考え、今回の決定に至っております。大きな単位で、責任所在が不明確、素早い意思決定と行動ができない体質から、会社を3つに分割し、それぞれを独立した企業とし、小単位で、明確に権限委譲された組織を作り上げることで、経営意思をはっきり伝達し、小回りの利く組織運営が可能になると考え、それぞれを分割させることとしました。

持株会社制への移行は、新設分割会社における平成21年8月3日開催の執行役会の決議に基づき、平成21年10月1日（予定）を効力発生日として、新設分割会社が工業用ゴム製品・食品医療用品事業に関して有する権利義務を当社に、ソフトテニス・スポンジボール・スポーツ用品事業に関して有する権利義務を「ショーワスポーツ株式会社」に、練ゴムの製造、研究開発、生産技術、工務、資材、品質保証、検査、環境、総務、人事、経理、情報システム等の間接業務に関して有する権利義務を「昭和ゴム技術開発株式会社」に、それぞれ承継させる各新設分割により行います。なお、当社、「ショーワスポーツ株式会社」及び「昭和ゴム技術開発株式会社」を新設分割設立会社とする各新設分割につきましては、会社法第805条の規定に基づき、新設分割会社の株主総会の承認を経ずに行う予定です。なお、持株会社制移行後の新設分割会社グループの組織（概略図）は次のとおりです。



## 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

## (1) 提出会社の企業集団の概要

## 提出会社の概要

(1) 商号	昭和ゴム株式会社		
(2) 事業の内容	工業用ゴム製品・食品医療用品の製造・販売		
(3) 本店所在地	千葉県柏市十余二348番地		
(4) 就任予定の代表者及び役員	代表取締役社長	渡邊 正	現昭和ホールディングス(株)執行役専務
	代表取締役	此下 竜矢	現昭和ホールディングス(株)代表執行役最高経営責任者
	取締役	重田 衛	現昭和ホールディングス(株)代表執行役社長
	取締役	藤原 幸弘	現明日香食品(株)取締役 現(株)エンジン取締役
	取締役	井手 景介	現昭和ホールディングス(株)代表執行役副社長
	取締役	木村 博道	現昭和ホールディングス(株) ゴム事業部副ゴム事業部長
	取締役	庄司 友彦	現昭和ホールディングス(株) 執行役財務・総務担当
	監査役	佐藤 一石	現昭和ホールディングス(株) コーポレートガバナンス担当
(5) 資本金の額	30百万円		
(6) 純資産の額	821百万円		
(7) 総資産の額	1,303百万円		
(8) 決算期	3月31日		

(注) 純資産の額及び総資産の額は、新設分割会社の平成21年3月31日現在の貸借対照表に基づいて算出したものであり、実際の額とは異なる可能性があります。

## 提出会社の企業集団の概要

該当事項はありません

## (2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

## 資本関係

本件分割に際して当社が発行する普通株式600株は、全て新設分割会社に割り当て交付されることから、当社は新設分割会社の完全子会社となります。

## 役員の兼任関係

当社の就任予定の役員と組織再編成対象会社である新設分割会社との役員の兼任関係については、前記「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係、(1) 提出会社の企業集団の概要、提出会社の概要」に記載のとおりです。

## 取引関係

当社は、新設分割会社よりグループ経営戦略に基づく企画・戦略の提示を受け、新設会社「昭和ゴム技術開発株式会社」より、練ゴムの製造、研究開発、生産技術、工務、資材、品質保証、検査、環境、に係わる業務の委託サービス、総務、人事、経理、情報システム等に関わる事務代行等の間接業務の提供を受ける予定です。また、当社は、新設分割会社より不動産の賃借を受ける予定です。

## 2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3【組織再編成に係る契約】

### 1. 新設分割計画の内容の概要

新設分割会社は、平成21年8月3日開催の執行役会において、平成21年10月1日(予定)を効力発生日として、同社が工業用ゴム製品及び食品医療用品の製造及び販売事業に関して有する権利義務を、新たに設立する当社に承継させる新設分割を行うこととし、本件分割に係る新設分割計画を承認いたしました。

### 2. 新設分割計画の内容

#### 新設分割計画書（写）

昭和ホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）は、新設分割の方法によって新たに設立する会社（商号は「昭和ゴム株式会社」、以下、「新設会社」という。）に、当社が当社の工業用ゴム製品及び食品医療用品の製造及び販売事業（以下、「分割事業」という。）に関して有する権利義務を承継させること（以下、「本件分割」という。）に関し、次の通り新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1に記載の通りとする。

#### 第2条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次の通りとする。

- (1) 設立時取締役 渡邊 正、此下 竜矢、重田 衛、藤原 幸弘、井手 景介、  
木村 博道、庄司 友彦
- (2) 設立時監査役 佐藤 一石

#### 第3条（新設会社が承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 新設会社は、本件分割に際し、別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。なお、本計画作成後、第6条に規定する分割効力発生日までに当社に新たに帰属するに至った分割事業に関する権利義務についても、別紙2「承継権利義務明細表」の記載に従い、新設会社に承継されるものとする。
2. 当社は、前項の規定により新設会社が当社より承継する全ての債務について、重畳的債務引受を行う。ただし、当社と新設会社との関係においては、承継する債務の全部を新設会社が負担するものとする。

#### 第4条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

新設会社は本件分割に際して普通株式600株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に割当て交付する。

**第5条（新設会社の資本金及び準備金）**

新設会社の設立時の資本金及び準備金の額は次の通りとする。

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 設立時資本金        | 30,000,000円             |
| (2) 設立時資本準備金      | 7,500,000円              |
| (3) 設立時資本剰余金<br>額 | 設立時株主払込資本額から前各号の額を減じて得た |
| (4) 設立時利益準備金      | 0円                      |
| (5) 設立時利益剰余金      | 0円                      |

**第6条（分割効力発生日）**

新設会社の設立の登記をすべき日は、平成21年10月1日（以下、「分割効力発生日」という。）とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

**第7条（競業禁止義務）**

当社は、分割効力発生日以降においても、分割事業について、会社法に基づく競業禁止義務を負わない。

**第8条（条件の変更及び中止）**

当社は、本計画作成後、分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる状態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、本計画の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

**第9条（本計画に定めのない事項）**

本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項については、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

平成21年8月3日

千葉県柏市十余二348番地  
昭和ホールディングス株式会社  
代表執行役 此下 竜矢  
代表執行役 重田 衛



## 昭和ゴム株式会社 定款

### 第 1 章 総 則

#### （商号）

第 1 条 当社は昭和ゴム株式会社と称し、英文ではShowa Rubber Co., Ltdと表示する。

#### （目的）

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ゴム製品の製造、販売
- (2) 合成樹脂製品の製造、販売
- (3) 合成繊維の加工業
- (4) セラミックス製品の製造、販売
- (5) 塗装工事業、機械器具設置工事業、とび、土工工事業、建築工事業
- (6) 皮革製品の製造、販売
- (7) 食料、医薬並びにゴム及び合成樹脂製品製造用機械設備の製造、販売
- (8) ゴム及び合成樹脂製品計測機器の製造、販売
- (9) 衣料品、化粧品、家具、装身具、建築資材、化学工業用医薬品及び医薬部外品、育児用品、介護用品、日用雑貨の製造、販売
- (10) 包装材料及び梱包材料の製造販売
- (11) 管の清掃用機械器具の製造、販売
- (12) ゴム・プラスチック製電熱製品の製造、販売
- (13) 医療用具の製造、販売
- (14) 前各号商品の輸出入業、代理業及び仲介業
- (15) 前各号に付帯又は関連する役務提供及びサービス業務
- (16) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

#### （本店の所在地）

第 3 条 当社は本店を千葉県柏市に置く。

#### （機関）

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

#### （公告方法）

第 5 条 当社の公告は官報に掲載する。

## 第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,400株とする。

（株券の発行）

第 7 条 当社が発行する株券はすべて記名式とし、株券の種類は 1 株券、10株券、100株券の3種とする。

（株式譲渡制限）

第 8 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

（株式取扱規則）

第 9 条 株式の名義書換、債権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消及び株券の再発行、その他株式に関する手続きについては、取締役会が別に定めるところによる。

## 第 3 章 株 主 総 会

（招集）

第10条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に臨時招集する。

（基準日）

第11条 当社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。

（株主総会の招集権者及び議長）

第12条 株主総会の招集権者及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた者がこれを招集し、その議長となる。議長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

（株主総会の決議の方法）

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第14条 株主又はその法定代理人が代理人として議決権を行使する場合はその代理権を証する書面を当社に提出することを要する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

### （取締役の定員）

第15条 当社の取締役は8名以内とする。

### （取締役の選任）

第16条 取締役は株主総会の決議によってこれを選任する。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い累積投票によらないものとする。

### （取締役の任期）

第17条 取締役の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 補欠又は増員によって就任した取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

### （代表取締役及び役付取締役）

第18条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### （取締役会の招集権者及び議長）

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた者がこれを招集し、その議長となる。議長に事故があるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

### （取締役会の招集通知）

第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

### （取締役会の決議の方法）

第21条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、取締役会の決議事項について会社法第370条の要件をみたしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

### （取締役の報酬及び退職慰労金）

第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会の決議によってこれを定める。

## 第 5 章 監 査 役

（監査役の定員）

第23条 当社の監査役は、3名以内とする。

（監査役の選任）

第24条 監査役は株主総会の決議によってこれを選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

（監査役の任期）

第25条 監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了すべき時までとする。

（監査役の報酬及び退職慰労金）

第26条 監査役の報酬等及び退職慰労金は株主総会の決議によってこれを定める。

## 第 6 章 計 算

（事業年度）

第27条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。

（剰余金の配当）

第28条 毎決算期の剰余金は株主総会の承認決議を得て処分する。

## 附 則

（設立に際して発行する株式）

第 1 条 当社が設立に際して発行する株式の総数は、普通株式600株とする。

（最初の事業年度）

第 2 条 第27条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成22年3月31日までとする。

（附則の削除）

第 3 条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

## 承継権利義務明細表

新設会社は、当社から、分割効力発生日において分割事業に属する以下の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は、当社の平成21年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割効力発生日の前日までの増減を加味して確定する。

### 1．資産

#### (1) 流動資産

分割事業に係る、現金、受取手形、売掛金、商品及び製品、仕掛金、原材料及び貯蔵品、未収入金その他流動資産のうち当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切

#### (2) 固定資産

分割事業に係る機械及び装置

分割事業に係る車両運搬具

分割事業に係る工具、器具及び備品

分割事業に係る無形固定資産のうち当社から新設会社へ承継が法令上可能であるものの一切

### 2．負債

#### (1) 流動負債

分割事業に係る支払手形、買掛金、未払費用、預り金、賞与引当金その他流動負債のうち当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切

#### (2) 固定負債

分割事業に係る退職給付引当金その他固定負債のうち当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切

### 3．雇用契約等

分割効力発生日において分割事業に従事する従業員との雇用契約の一切

### 4．雇用契約以外の契約上の地位

分割事業に係る売買契約、賃貸借契約、業務受託契約、業務委託契約、リース契約、その他雇用契約以外の一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務

### 5．許認可等

分割事業に係る免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、当社から新設会社への承継が法令上可能であるものの一切

### 6．承継する権利義務から除外される資産その他の権利義務

#### (1) 除外される資産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権及びノウハウ

分割事業に係わない現金

建物

構築物

土地

有価証券

貸付金

(2) 除外されるその他の権利義務

柏本社、柏工場の建物及び駐車場、敷地に係る賃貸借契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務

以 上

#### 4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

当社は本件分割に際して普通株式600株を発行し、その全てを新設分割会社に割り当て交付いたします。本件分割に際して新設分割会社に対して割り当て交付される当社の株式の数につきましては、本件分割は単独新設分割であることから、割り当てられる株式数によって新設分割会社と当社との間の実質的な権利義務関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができること認められるところ、新設分割会社の持株会社制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる当社株式の効率的な管理及び当社の資本金の額等を考慮し、上記の割り当て株式数が相当であると判断して、決定いたしました。

#### 5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】

##### 1．有価証券の処分に関する制限

新設分割会社の株式には譲渡制限はありませんが、譲渡による当社の株式の取得については取締役会の承認を要する旨を、当社の定款に定めております。

##### 2．有価証券の買受け

新設分割会社の定款には、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めがありますが、当社の定款には、かかる定めはありません。

##### 3．その他

新設分割会社は、単元株式制度（1単元の株式数100株）を採用しており、新設分割会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利、並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を行使することができず、新設分割会社の株主総会において議決権を行使することができません。他方、当社は、単元株式制度を採用しておりません。

#### 6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

##### 1．株式買取請求権の行使方法について

本件分割は、会社法第805条の規定に基づき、同法第804条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに行われることから、同法第806条第1項第2号の規定により、新設分割会社の株主は株式買取請求権を有しません。

##### 2．議決権の行使方法について

本件分割は、会社法第805条の規定に基づき、株主総会の承認を受けずに実施するため、該当事項はありません。

##### 3．組織再編成によって発行される株式の受取方法について

当社が本件分割に際して発行する株式は、全て新設分割会社に割り当て交付されることから、該当事項はありません。

##### 4．組織再編成に伴う新株予約権の取扱いについて

新設分割会社は、新設分割会社の取締役（元取締役を含みます。）、監査役（元監査役を含みます。）、従業員（元従業員を含みます。）に対し、新株予約権を発行しておりますが、これらの取扱いについては、本件分割によって変更はありません。また、新設分割会社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

## 7【組織再編成に関する手続】

### 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

#### (1) 書類の種類及びその概要

新設分割会社は、本件分割に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条の各規定に基づき、次に掲げる事項を記載した書面を、平成21年8月17日より、新設分割会社の本店に備え置くことといたします。なお、本件分割が効力を生ずる日までの間に、次に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

#### 新設分割計画書

会社法第763条第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社が本件分割に際して、新設分割会社に対して交付する当社の株式の数並びに当社の資本金及び準備金の額についての定め相当性に関する事項を記載しております。

会社法施行規則第205条第6号イに定める事項

新設分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

会社法施行規則第205条第7号に定める事項

本件分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社及び当社の債務の履行の見込みに関する事項を記載しております。

#### (2) 当該書類の閲覧方法

新設分割会社の本店に閲覧申請受付場所を設置いたします。

### 2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

執行役会（新設分割計画承認） 平成21年 8月3日

本件分割の効力発生日（当社設立登記日） 平成21年10月1日（予定）

但し、本件分割の効力発生日までの間において、手続を進める中でやむを得ない状況が生じた場合には、日程を変更する場合があります。

### 3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して有価証券の買取請求権を行使する方法

本件分割は、会社法第805条の規定に基づき、同法第804条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに行われることから、同法第806条第1項第2号の規定により、新設分割会社の株主は株式買取請求権を有しません。新設分割会社は、新設分割会社の取締役（元取締役を含みます。）、監査役（元監査役を含みます。）、従業員（元従業員を含みます。）に対し、新株予約権を発行しておりますが、本件分割に際して会社法第808条第1項に定める新株予約権の買取請求権を行使することはできません。また、新設分割会社は、新株予約権付社債を発行していません。



## 第2【統合財務情報】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日において財務情報はありますが、新設分割会社の経営成績に基づき算出した、当該事業期間における当社に承継される予定である工業用ゴム製品・食品医療用品事業の「売上高」の見積りは、以下のとおりであります。なお、以下の数値は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載であることにご留意ください。また、「売上高」以外の指標等については、新設分割会社の事業の一部を承継することから、算出を行うことが困難であり、また、記載を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、記載しておりません。

平成21年3月期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	
（未監査・見積り）	
売上高	2,592百万円

新設分割会社の最近の連結会計年度に係る主要な連結経営指標等は、以下のとおりです。

回次	第108期
決算年月	平成21年3月
売上高 (百万円)	3,903
経常利益 (百万円)	205
当期純利益 (百万円)	1,297
純資産額 (百万円)	6,106
総資産額 (百万円)	8,295
1株当たり純資産額 (円)	145.76
1株当たり当期純利益金額 (円)	33.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-
自己資本比率 (%)	73.6
自己資本利益率 (%)	-
株価収益率 (倍)	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	440
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	204
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,292
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,086

（注）「売上高」には、消費税等は含まれておりません。

## 第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

#### 2【沿革】

平成21年 8月3日 新設分割会社の執行役員において、本件分割に係る新設分割計画を承認

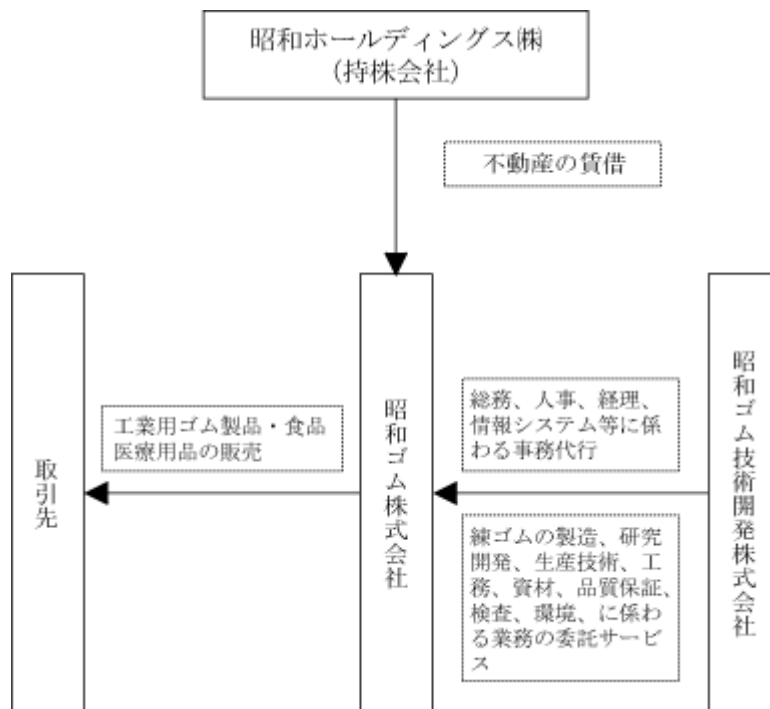
平成21年10月1日（予定） 本件分割により、当社を設立

（注）1．本件分割は、会社法第805条の規定に基づき、新設分割会社の株主総会の承認を経ずに行う予定です。

2．新設分割会社の沿革については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

#### 3【事業の内容】

当社は、新設分割会社が工業用ゴム製品・食品医療用品事業に関して有する権利義務を承継する予定です。新設分割会社は、持株会社としてのグループ戦略立案及び各事業会社の統括管理を行う予定です。当社は、新設分割会社よりグループ経営戦略に基づく企画・戦略の提示を受け、新設会社「昭和ゴム技術開発株式会社」より、練ゴムの製造、研究開発、生産技術、工務、資材、品質保証、検査、環境、に係わる業務の委託サービス、総務、人事、経理、情報システム等に関わる事務代行等の間接業務の提供を受ける予定です。また、当社は、新設分割会社より不動産の賃借を受ける予定です。なお、新設分割会社の事業の内容については、新設分割会社の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。



## 4【関係会社の状況】

## (1) 親会社

平成21年10月1日（設立予定日）現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所 有割合(%)	関係内容
昭和ホールディングス 株式会社(注)1、2	千葉県柏市	3,936	持株会社としてのグループ経営戦略立案及び各事業会社の統括管理	100.0	(注)3

(注)1. 有価証券報告書提出会社です。

2. 親会社である新設分割会社（現昭和ホールディングス株）は、平成21年10月1日をもって主要な事業の内容を「ゴム工業用品、食品医療用品、スポーツ用品等の製造及び販売」から上記のとおりに変更予定です。

3. 第二部「組織再編成（公開買付け）に関する情報」第1「組織再編成（公開買付け）の概要」1「組織再編成の目的等」2.「提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係」(2)「提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係」「取引関係」をご参照ください。

## (2) 子会社

該当事項はありません。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

該当事項はありません。

## (2) 提出会社の状況

	平成21年10月1日（設立予定日）現在	
従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
98 [17]	44.2	14.6

(注)1. 上記は、平成21年10月1日現在の状況を記載しており、実際の人数とは異なる可能性があります。

2. 従業員数は本件分割の対象である工業用ゴム製品及び食品医療用品の製造及び販売事業の就業人員（予定）であり、他社への出向者数は含んでおりません。また、臨時従業員は、年間の平均人員（予定）を[ ]内に外数で記載しております。

3. 平均勤続年数は、新設分割会社における勤続年数を通算して算出したものを記載しております。

4. 平均年間給与は、新設会社であるため記載しておりません。

## (3) 労働組合の状況

当社の従業員は新設分割会社の労働組合に引き続き加入する予定です。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の業績等の概要については、新設分割会社の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の生産、受注及び販売の状況については、新設分割会社の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

### 3【対処すべき課題】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の対処すべき課題については、新設分割会社の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

### 4【事業等のリスク】

本件分割により、当社は新設分割会社から、新設分割会社が工業用ゴム製品・食品医療用品事業に関して有する権利義務を承継するため、本届出書提出日現在における新設分割会社グループのリスクのうち、当該承継事業に関するリスクの全てが当社のリスクとなりうるものが想定されます。なお、本項に記載の将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものであります。

#### (1) 原材料の調達

新設分割会社グループの製品の主要原材料は、合成ゴム、天然ゴム、ゴム配合薬品等であり、商品市況の高騰により購入価格の上昇や量的調達に支障が生じた場合は、新設分割会社グループの製造コスト、生産量、そして業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 需要動向

新設分割会社グループの各事業について、市場情勢や販売先の経営方針が変動した場合は、受注高が減少して新設分割会社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

ライニング、大型型物製品等の工業用品事業は、製品市場の設備投資の動向、材質の変更、輸入品との競合による市場縮小の影響及び販売先の購買方針の変更等により影響を受けます。

哺乳器用乳首等の食品医療用品事業は、特定少数の販売先に依存しておりますので、販売先の業績動向および購買方針の変更等により影響を受けます。

#### (3) 価格競争

新設分割会社グループの全事業について、競合他社との価格競争が激化した場合は、新設分割会社グループの受注高及び製品損益に影響を受ける可能性があります。

#### (4) 製品品質

新設分割会社グループは専門の経営コンサルタントと契約を結び、品質管理、コスト低減等の生産管理について万全の体制を敷いておりますが、製品の不具合やクレームの発生を全くゼロにすることは不可能であり、万が一これらの事態が生じた場合は、新設分割会社グループの社会的信用や業績等が大きな影響を受ける可能性があります。

#### (5) 財務内容

新設分割会社グループは「中期経営計画」を策定しておりますので、本計画に基づき業績改善に努めてまいります。経営計画の進捗によっては、新設会社グループの業績、財務状況に影響が及ぶ可能性があります。

（ 6 ） 災害発生

新設分割会社グループは安全衛生管理に対しては万全を期しておりますが、自然災害、人為的災害等に起因する操業の中断、これに伴う生産設備の復旧等により新設分割会社グループの業績、財務状況が影響を受ける可能性があります。

（ 7 ） 法的規制

新設分割会社グループは全事業についてそれぞれ法務、会計、税務に関する法令、規則等の規制を受けておりますので、将来において予期せぬ法令、規則の変更が生じた場合には新設分割会社グループの業績、財務状況が影響を受ける可能性があります。

（ 8 ） 社会的責任

哺乳器用乳首等の食品医療用品事業は、その一部製品が食品衛生法、薬事法の規制を受けており、生産設備の維持管理、製品のトレーサビリティ等安全性の確保に万全の体制を築いております。しかしながら、万が一製品に事故が発生した場合、社会的責任を問われる可能性があります。

（ 9 ） 継続企業の前提に関する重要な事項

新設分割会社グループは、平成20年3月期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の連結会計年度において136,494千円の営業損失及び2,412,738千円の当期純損失を計上し、平成21年3月期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の連結会計年度においても261,622千円の営業損失及び1,297,059千円の当期純損失計上いたしました。また、営業キャッシュ・フローにおいても3期連続してマイナスとなっております。

当該状況を改善すべく「中期経営計画」を策定し、対応策の施策を行っておりますが、早期の業績回復は依然として不透明であり、現時点では新設分割会社グループの継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の経営上の重要な契約等については、新設分割会社の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の研究開発活動については、新設分割会社の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

7【財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の財政状態及び経営成績の分析については、新設分割会社の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の設備投資等の概要については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

#### 2【主要な設備の状況】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の主要な設備の状況については、新設分割会社の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の設備の新設、除却等の計画については、新設分割会社の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400
計	2,400

## 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	600	該当事項はありません。	当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当社の株式の取得については取締役会の承認を有する旨を、定款に定めております。また、定款に単元株式数の定めはありません。
計	600	-	-

(注) 本件分割の効力発生日(平成21年10月1日(予定))における予定数です。

## (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年10月1日	600	600	30,000	30,000	7,500	7,500

(注) 本件分割の効力発生日(平成21年10月1日(予定))における予定数です。

## (5)【所有者別状況】

平成21年10月1日(設立予定日)現在

区分	株式の状況								単元未満株式の 状況(株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(株)	-	-	-	600	-	-	-	600	-
所有株式数の割合 (%)	-	-	-	100	-	-	-	100	-

## (6) 【大株主の状況】

平成21年10月1日（設立予定日）現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
昭和ホールディングス株式会社	千葉県柏市十倉二348番地	600	100
計	-	600	100

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成21年10月1日（設立予定日）現在

区 分	株式数（株）	議決権の数（個）	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式600	600	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	600	-	-
総株主の議決権	-	600	-

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する配当政策を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業基盤の強化、今後の事業の拡充、業績等を勘案しながら、利益配分を行っていくことを基本方針としており毎年1回の配当を行う予定です。内部留保につきましては、長期的な視点に立って、製造設備の合理化投資、新規需要を喚起するための市場投資、戦略的な事業投資等、企業価値の増大のための諸施策に活用してまいります。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

## 4 【株価の推移】

該当事項はありません。



## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	-	渡邊 正	昭和26年2月15日生	昭和48年4月 平成13年7月 平成14年8月 平成17年6月 平成19年6月 平成21年6月 平成21年10月	現昭和ホールディングス(株)入社 現昭和ホールディングス(株)生産部 担当部長 現昭和ホールディングス(株)事業部 部長 現昭和ホールディングス(株)取締役 副事業部長 現昭和ホールディングス(株)専務取 締役 現昭和ホールディングス(株)取締役 執行役専務 当社代表取締役社長(予定)	(注)1	-
代表取締役	-	此下 竜矢	昭和47年3月22日生	平成17年8月 平成18年3月 平成20年6月 平成21年6月 平成21年10月	バンコクステーションネットワ ーク(株)CEO(タイ) United Securities PCL最高経営 責任者(現任) 現昭和ホールディングス(株)代表取 締役最高経営責任者 現昭和ホールディングス(株)取締役 代表執行役最高経営責任者 当社代表取締役(予定)	(注)1	-
取締役	-	重田 衛	昭和21年4月30日生	昭和44年4月 平成1年4月 平成3年6月 平成11年7月 平成13年6月 平成13年7月 平成14年4月 平成16年4月 平成17年6月 平成19年6月 平成21年6月 平成21年10月	現昭和ホールディングス(株)入社 現昭和ホールディングス(株)スポ ーツ事業本部ソフトテニス部長 (株)ショーワコーポレーション代表 取締役社長 現昭和ホールディングス(株)理事第 三事業部長 現昭和ホールディングス(株)執行役 員副営業部長 現昭和ホールディングス(株)取締役 総務・経理統括 現昭和ホールディングス(株)取締役 総務部長 現昭和ホールディングス(株)取締役 総務部長・スポーツ用品事業部長 現昭和ホールディングス(株)常務取 締役 現昭和ホールディングス(株)代表取 締役社長 現昭和ホールディングス(株)取締役 代表執行役社長 当社取締役	(注)1	-
取締役	-	藤原 幸弘	昭和46年10月19日生	平成17年4月 平成19年3月 平成19年7月 平成19年10月 平成20年1月 平成20年6月 平成21年6月 平成21年10月	スタイルインベストメント(株)入社 A.P.F.HOLDINGS入社 明日香食品(株)取締役就任(現任) (株)エンジン取締役就任(現任) A.P.F.ジャパン(株)入社 現昭和ホールディングス(株)取締役 現昭和ホールディングス(株)取締役 退任 当社取締役(予定)	(注)1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	-	井手 景介	昭和39年4月22日生	平成元年4月 平成10年12月 平成20年8月 平成21年6月 平成21年10月	メルコオーバーシーズサービス㈱入社（現三菱電機トレーディング㈱） タイ王国・Melco Trading (Thailand) Co.,Ltd.へ出向。代表取締役社長就任 明日香野ホールディングス㈱入社 現昭和ホールディングス㈱執行役員（経営戦略担当） 現昭和ホールディングス㈱取締役代表執行役副社長 当社取締役（予定）	(注) 1	-
取締役	-	木村 博道	昭和21年1月12日生	昭和43年4月 平成11年7月 平成12年10月 平成13年6月 平成14年4月 平成14年8月 平成16年4月 平成17年6月 平成21年6月 平成21年10月	現昭和ホールディングス㈱入社 現昭和ホールディングス㈱理事技術開発部長 現昭和ホールディングス㈱執行役員技術開発部長 現昭和ホールディングス㈱取締役技術開発部長 現昭和ホールディングス㈱取締役営業部長 現昭和ホールディングス㈱取締役事業部担当 現昭和ホールディングス㈱取締役研究開発部長・管理部・品質保証部担当 現昭和ホールディングス㈱監査役 現昭和ホールディングス㈱監査役退任 当社取締役（予定）	(注) 1	-
取締役	-	庄司 友彦	昭和45年4月28日生	平成8年4月 平成13年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年5月 平成18年5月 平成19年6月 平成20年4月 平成21年1月 平成21年6月 平成21年10月	㈱ノジマ入社 ソロン㈱監査役就任 ㈱テレマックス監査役就任 ㈱イーネット・ジャパン監査役就任 ㈱ブロードバンド・ジャパン取締役就任 ㈱ノジマ執行役経理グループ長就任 ㈱ノジマ取締役兼執行役経理グループ長就任 ㈱ノジマ取締役兼執行役財務経理本部長就任 ㈱WAVE取締役就任 ㈱ノジマ取締役兼執行役企画管理部部長就任 ㈱ノジマ取締役兼執行役財務経理部財務企画グループ長就任 A.P.F.ジャパン㈱入社 新東京シティ証券㈱取締役c o o就任（現任） 現昭和ホールディングス㈱取締役執行役財務・総務担当 当社取締役（予定）	(注) 1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)	
監査役	-	佐藤 一石	昭和25年2月13日生	昭和48年4月 平成13年7月	現昭和ホールディングス㈱入社 現昭和ホールディングス㈱総務部 担当部長	(注) 2	-	
				平成14年8月	現昭和ホールディングス㈱総務部 部長			
				平成17年8月	現昭和ホールディングス㈱取締役 総務部長			
				平成21年6月	現昭和ホールディングス㈱取締役 執行役コーポレートガバナンス担 当			
				平成21年10月	当社監査役(予定)			
計								

(注) 1. 選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

2. 選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、取締役会及び監査役を設置いたします。

当社は新設会社であるため、取締役及び監査役の報酬は未定です。

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、並びに、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款に定めております。

その他の事項については、当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、新設分割会社のコーポレート・ガバナンスの状況については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

### (2)【監査報酬の内容等】

該当事項はありません。

なお、新設分割会社の監査報酬の内容等については、新設分割会社の有価証券報告書をご参照ください。

## 第5【経理の状況】

該当事項はありません。なお、新設分割会社の経理の状況については、新設分割会社の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	6月
基準日	3月31日
株券の種類	普通株式1株券、10株券、100株券の3種
剰余金の配当の基準日	未定
1単元の株式数	該当事項はありません。
株式の名義書換 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	未定 該当事項はありません。 該当事項はありません。 未定 該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。 該当事項はありません。
公告掲載方法	官報に掲載いたします。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当社の株式の取得については取締役会の承認を要する旨を、定款に定めております。

**第7【提出会社の参考情報】****1【提出会社の親会社等の情報】**

該当事項はありません。

**2【その他の参考情報】**

該当事項はありません。

#### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

##### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

##### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

##### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【提出会社の特別情報】

### 第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



## 第六部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第108期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)平成21年6月30日関東財務局長に提出

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第109期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)平成21年8月12日関東財務局長に提出

##### 【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成21年8月14日）までに、臨時報告書を平成21年8月5日に関東財務局長に提出。

##### 【訂正報告書】

訂正報告書（上記の有価証券報告書の訂正報告書）を平成21年8月6日に関東財務局長に提出。

#### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 監査報告書

当社は、会社法の会社分割の手續に基づき、平成21年10月1日に設立予定であるため、有価証券届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。